

告 示

埼玉県告示第九十五号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量）

三 作業地域

蓮田市高虫地区

四 作業期間

令和六年七月二十六日から令和七年二月二十八日まで